別表1

就労支援事業別事業活動明細書

（自）　令和４年４月１日　（至）　令和５年３月３１日

法人名　一般社団法人ソーシャルファーム栃木

事業所名　ソーシャルファーム長岡

（単位：円）

勘定科目		合計	アパート管理清掃等請負作業
収益	就労支援事業収益	9,383,841	9,383,841
	就労支援事業活動収益計	9,383,841	9,383,841
費用	就労支援事業販売原価		
	期首製品（商品）棚卸高	－	－
	当期就労支援事業製造原価	9,339,361	9,339,361
	当期就労支援事業仕入高	－	－
	合計	9,339,361	9,339,361
	期末製品（商品）棚卸高	－	－
	差引	9,339,361	9,339,361
	就労支援事業販管費	－	－
	就労支援事業活動費用計	9,339,361	9,339,361
就労支援事業活動増減差額		44,480	44,480

別表４

就労支援事業明細書

（自）　令和４年４月１日　（至）　令和５年３月３１日

法人名　一般社団法人ソーシャルファーム栃木
事業所名　ソーシャルファーム長岡

（単位：円）

勘定科目	合計	アパート管理清掃等請負作業
Ⅰ　材料費		
１．期首材料棚卸高	0	0
２．当期材料仕入高	36,082	36,082
計	36,082	36,082
３．期末材料棚卸高	0	0
当期材料費	36,082	36,082
Ⅱ　労務費		
１．利用者賃金	8,064,929	8,064,929
２．利用者工賃	0	0
３．就労支援事業指導員等給与	0	0
４．就労支援事業指導員等賞与引当金繰入	0	0
５．就労支援事業指導員等退職給付費用	0	0
６．法定福利費	351,806	351,806
当期労務費	8,416,735	8,416,735
Ⅲ　外注加工費	0	0
（うち内部外注加工費）	0	0
当期外注加工費	0	0
Ⅳ　経費		
１．福利厚生費	0	0
２．旅費交通費	0	0
３．器具什器費	0	0
４．消耗品費	130,902	130,902
５．印刷製本費	0	0
６．水道光熱費	0	0
７．燃料費	333,818	333,818
８．修繕費	0	0
９．通信運搬費	0	0
10．受注活動費	0	0
11．会議費	0	0
12．損害保険料	0	0
13．賃借料	0	0
14．図書・教育費	0	0
15．租税公課	403,179	403,179
16．減価償却費	0	0
17．国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）	0	0
18．徴収不能引当金繰入額	0	0
19．徴収不能額	0	0
20．雑費	18,645	18,645
当期経費	886,544	886,544
当期就労支援総事業費	9,339,361	9,339,361
期首仕掛品棚卸高	0	0
合計	9,339,361	9,339,361
期末仕掛品棚卸高	0	0
就労支援事業費	9,339,361	9,339,361

別表5

生産活動収支確認表

	【A】 生産活動に係る事業収入	【B】 生産活動に係る事業に必要な経費	【C】 生産活動収益 （A－B）	【D】 利用者に支払った賃金　（工賃）総額	【E】 他会計からの充当額 （D－C）
令和4年4月	737,662	56,923	680,739	665,046	15,693
令和4年5月	771,322	38,944	732,378	827,285	−94,907
令和4年6月	1,081,214	34,921	1,046,293	721,590	324,703
令和4年7月	636,154	54,703	581,451	699,206	−117,755
令和4年8月	1,017,521	50,445	967,076	701,795	265,281
令和4年9月	639,906	41,946	597,960	705,272	−107,312
令和4年10月	1,030,154	55,590	974,564	691,561	283,003
令和4年11月	819,106	159,941	659,165	577,145	82,020
令和4年12月	735,968	30,127	705,841	656,966	48,875
令和5年1月	579,350	21,037	558,313	671,706	−113,393
令和5年2月	572,640	26,477	546,163	687,624	−141,461
令和5年3月	762,844	351,572	411,272	811,539	−400,267
合　　計	9,383,841	922,626	8,461,215	8,416,735	−44,480

※Aは実際に収入した月の金額を計上すること。

※Bは原材料費や生産活動に係る経費（光熱水費を含む）を計上すること。

※Dは賃金（雇用契約有）と工賃（雇用契約なし）を合算した額を計上すること。

※Dは労働した月の賃金支払い額（社会保険料等事業主負担分を含む）を計上すること。